

○常滑市危険空家住宅除却費補助金交付要綱

令和5年3月30日要綱第21号
令和6年7月1日要綱第75号 改正
令和8年3月31日要綱第28号 改正

常滑市危険空家住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老朽化した危険な空家の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、危険な空家の除却を促進し、地域の安全を確保することを目的とする。

(補助対象空家)

第2条 補助金の交付の対象となる空家（以下「危険空家住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。

- (1) 危険空家住宅判定申請日において、市内に存する1年以上使用されていない建築物であること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等又は同条第2項に規定する特定空家等であること。
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅又は特定空家等であること。
- (4) 個人が所有するものであること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の除却に同意している場合は、この限りではない。
- (6) 過去にこの要綱による補助金又はこれに準ずるものの交付を受けていないこと。
- (7) 公共事業の補償対象でないこと。

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に除却が必要と認めるものは危険空家住宅とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 危険空家住宅の所有者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 危険空家住宅又はその敷地が共同所有の場合において共有者全員の同意を得た者
- (4) 申請者が土地所有者でない場合において土地所有者の同意を得た者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定による交付申請の取下げを行った者及び第19条第2項の規定による交付決定の取消しの通知を受けた者は、同一年度内に再度申請を行うことはできない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 危険空家住宅の全てを除却、運搬及び処分する工事（以下「除却工事」という。）であること。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること。
- (3) 第10条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の費用から消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。ただし、国土交通大臣の定める標準建設費等のうち不良住宅等の除却工事費を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(判定の申請)

第7条 危険空家住宅に該当するか判定を受けようとする者（以下「判定申請者」という。）は、常滑市危険空家住宅判定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険空家住宅及びその敷地の登記事項証明書（未登記の場合は用途及び所有を確認できる書類の写し）
- (2) 除却場所の案内図
- (3) 配置図（除却対象を明記したもの）
- (4) 除却前の写真（複数の方向から撮影したもの及び損傷状況がわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(判定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、受理後30日以内に現地調査を行い、危険空家住宅に該当するかを判定し、その結果を、常滑市危険空家住宅判定結果通知書（様式第2）により、判定申請者に通知するものとする。

2 市長は、適正な判定するために、必要があるときは条件を付することができる。

(交付の申請)

第9条 前条の規定により危険空家住宅に該当する旨の通知があった建築物について、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、常滑市危険空家住宅除却費補助金交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第4）
 - (2) 除却工事費の見積書の写し（補助対象事業に関するもので、施工業者の記名があるものに限る。）
 - (3) 市税納税証明書（市税の滞納がないことの証明書）
 - (4) 補助金を代理人が受領する場合 同意書（様式第5）
 - (5) 共同所有の場合 共有者全員が同意していることが確認できる書類
 - (6) 土地所有者が異なる場合 土地所有者が同意していることが確認できる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市危険空家住宅除却費補助金交付・不交付決定通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。

（補助対象事業の実施に関する契約）

第10条の2 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して90日を経過する日又は当該通知を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに補助対象事業の実施に関する契約を締結しなければならない。

（申請内容の変更）

第11条 交付決定者は、第9条の規定による申請内容を変更しようとする場合は、常滑市危険空家住宅除却費補助金変更承認申請書（様式第7）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第12条 市長は、前条の規定による変更申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市危険空家住宅除却費補助金変更認定・不認定通知書（様式第8）により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、常滑市危険空家住宅除却費補助金交付申請取下げ届（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、常滑市危険空家住宅除却工事完了実績報告書（様式第10）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

- (1) 除却工事の契約書等の写し（交付決定後に契約したものに限る。）
- (2) 除却工事代金の領収書又は支払を証する書類の写し
- (3) 除却工事完了後の全景写真（日付が記載されたものに限る。）
- (4) 施工業者と解体業者が異なる場合 除却工事に関する両者間の契約内容が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、その内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定し、常滑市危険空家住宅除却費補助金交付確定額通知書（様式第11）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求するときは、常滑市危険空家住宅除却費補助金交付請求書（様式第12）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は通知を受けた日の属する年度の3月7日（土日祝日の場合は前開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、同意書の提出により代理人を定めた場合は、代理人に対して補助金を交付するものとする。この場合において、市長は常滑市危険空家住宅除却費補助金代理交付通知書（様式第13）により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容や条件又はこの要綱その他法令に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、常滑市危険空家住宅除却費補助金交付（一部）取消通知書（様式第14）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して、期限を定めて

その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、速やかにその返還をしなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日要綱第75号)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日要綱第28号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する